

に登りたまひ、石上に御鏡と幣帛を置きて、自ら天神地祇を齋き、和多都美神を祀りて、異國の寇を防ぎたまはん事を祈り、神籬、磐境を定めたまひ、又吾御魂も其に此山に止らんと宣ひき、降りて白鳳六年、天武天皇の勅命を以て、初めて祠を建て、仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の神靈をも合祀せしめたまへりと、神名帳考證に「和多都美神社」大國府八幡宮此社歟、神功皇后と見え、神社要錄に「和多都美は假字也、海童神歟考證、神功皇后といふ、今從はず、府中には在す、今國分八幡宮と稱す、式三祭時、名神祭二百八十五座、畧對馬島和多都美神社一座、當國上縣郡和多都美神社名神、當郡和多都美神社少神位、續日本後紀、承和四年二月戊戌對馬島下縣郡無位和多都美神奉授、從五位下、三代實錄、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島從五位上和多都美神正五位下ことあり、神祇志料に「和多都美神社、今屋敷町清水山に在り、國府八幡と云ふ、綿積豊玉產神を祀る、傳へ云ふ、神功皇后韓國より凱旋してこの神を祀り給ふ所也」と云ひ、次に貞觀の叙位を擧げて後醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る」と云へり、地名辭書に曰く、「今國府八幡宮と云ふ、嚴原の屋敷町清水山の下に在り、脇宮平神は、續後紀、承和八年、無位平神に從五位下を授けたまふとある者是也、按するに、對州に和多都美神數座ありて、後世皆八幡神と稱す、蓋古傳の遺れるに由る、八幡神は古ヘ應神天皇を祭る者にあらずして、彦火々出見尊を祭る、八幡の比賣神は、即海神豐玉姫を云ふのみ、大同類聚方に、對馬國忍海造大國といふ人名を載す、此國にも海部の部族ありて、之を統領せる忍海造の居りしを知る、和多都美神は直に海部の氏神とも見做すべし、紀略に云く「本州には木坂八幡を本宮とし、或は上八幡と呼び、府中の八幡を新宮とし、黒瀬なるを城八幡と云ふ、社説は、本宮は繼體天皇の時建立、新宮は天武天皇の時とし、いづれも八座の神を祭ると、東鑑に、對馬守源親光、八幡宮以下の鎮守、六十餘社の寶殿を修理する事を載す、府中八幡の樓門棟札に、此八幡は鶴岡より勧請すとあるは誤れり」、紀事に云く「國府八幡は下津綿津見宮とも云ひ、先妻

の前、新妻の前に八幡神を合せ祀る、先妻新妻は、海神の女玉依姫豊姫をさし奉る、文明八年の棟札に、當社は雍州男山八幡宮の原廟と記す、甚々詐也、本社に鐘樓あり、古鐘を懸く、口徑一尺八寸六分、長二尺四寸、此鐘は其圖を見るに、謂ゆる竜宮形の制なり、竜頭に旗差あり、九乳鐘座はあれど、袈裟形なし、天人の模様を鑄たり（銘略す）古文書に、大治三年權大掾阿比留真神田を奉り、放生會の用途に充つ、是れ祖父已基の奉りし所を、父忠好達亂しければ也と見ゆ、又本社の側に平神社あり、俗に軍殿と云ふ、日本武尊を祭る、祇園社あり、是は延喜式宇努神なるべし、此八幡の供僧は、往時太平寺の住侶之を勤めたりと見え、又太宰管内志に「和多都美神社、延喜式に下縣郡和多都美神社名神、當郡あり、三代實錄十七卷に、貞觀十二年三月五日（丁巳）授對馬島和多都美神從五位上ことあり、此郡に「和多都美神と云ふは別にもあれど、此神名神大とあれば、神位を授けたまへるは此方と聞ゆ、玉勝間に、下縣郡和多都美神社は國府にあり、神階正四位上、今は八幡宮と申す、地圖に、下縣郡和多都美神社は宗像神社と號す、祭神市杵島姫命、田心姫命、湍津姫命、與良鄉鶴知村にあり、住吉神社の境内なりなどあり、常足按するに、宗像三神を祭りて、和多都美神とすと云は誤りなるべし、綿津見神は、神功皇后三韓御征代の時に功をなしたまへる神なれば、其比にや祭り始めたまひけん、三韓征伐の時に海神功をなし給へる事、上巻にもいへるが如し」と云へり、合せ考ふべし、中頃八幡宮と稱したりしが、明治五年和多都美神社の舊に復し、全七年六月郷社に列る、全廿四年更に八幡宮と改む。

社殿は本殿、拜殿を備へ、境内一千八百八十二坪（官有地第一種）を有し、綠樹之を圍めり、寶物は古文書一通

應永年間の物 神鏡一面、古鏡五個、能面六枚、局額一面、道風甲冑一領、太刀一口、木像四體等あり。

境内神社	子神社	擎宇刀神社
火鎮神社	今宮神社	御先驅神社
		與良祖神社
		龍神社
		與良郡神社